## 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」 に関する意見公募の実施結果について(別紙)

番号ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
1 - 1. 失効制度に関する御意見(全般)		
1 認定から現在に至るまで進捗が見られず、無駄に系統を抑えている案件を20年の期間を待たずに失効という形で整理を行い、過去との決着をつけるという経済産業省 の積極的な姿勢を大いに支持する。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みと致しました。今般決定した制度に基づき、今後、運用してまいります。	
2 長期にわたる未稼働認定案件に失効制度を導入すること自体には賛成。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みと致しました。今般決定した制度に基づき、今後、運用してまいります。	
3 様々な要因のために運転開始が遅れている事業者は、固定買取の期間が減少していべことでペナルティーを負っている。それでも事業を成功させようとしている事業者もしるはずであり、今回の改正はそのような事業者にとってあまりに不利。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。このため、運転開始に向けた進捗が確認された案件は、それぞれの進捗に応じて失効までの期間を定めることとしており、かつ、施行日は令和4年4月1日とし、事業者の予見可能性を確保しています。	
とではあるが、既に認定を受けた案件に対しても遡って適用するのはおかしいのではないか、その是非と根拠を説明して貰いたい。 系統の有効利用の効果を早く出すための期限設定であることは理解できるが、事業実現に向けて推進している者にとっては、受け入れがいたものである。また、これをリス りと捉えられてファイナンスの面から事業を断念させることにもなりかねない。それが今回の法改正の意図なのか。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される測達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新練代識が促される仕組みさることであ り、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される条件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限ま でに運転開始に向けた一定の進歩があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統理系工事着工中込みの受領に加えて、電気事業法に基づて工事計画届出の 受領で環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の適知といった公的手続によって進歩が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リス を実質的に取り除く措置としております。上述した進歩状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引 きをした上で今般の措置を適用することとしています。	
今回の改正案では最悪、認定から13年経過しないと失効しないという気の遠くなるような話になる。やる気のない施設はもっと早い時期に失効させることを要望する。 認定の時期および設備の規模に関わらず、認定後1年以上経過したものは認定の効力を失効すべき。	今回の改正案では、例えば、太陽光発電について、事業実施に向けた進捗が見られないまま、認定から4年(運開期限から1年)が経過するまでに系統連系工事着工申込みを行わない場合はその時点で失効することとなります。未稼働案件についても、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えており、事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であると考えています。今回の改正案では、運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、進捗状況を確認することで、それぞれの進捗に応じた猶予期間を設定することとしています。	
認定が失効するだけで接続契約解除にならなければ、系統の枠が空くことはないため、認定失効しても他事業者にはあまりメリットはないのではないか。電力系統によっては空容量に十分余裕がある系統がある。それらの系統では、今回の失効制度により活用の機会が失われてしまう系統もあるため、接続系統ごとに個別で判断すべきではないか、2MW未満の事業計画が多数を占めている事を踏まえると、対象をそちらに制限する事で系統容量を十分に活用しつつ、新陳代謝を促せると考える。また、長期で系統枠を確保する仕組みを導入するのであれば、ノンファーム接続される仕組みとしていただごとが望ましい。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みと致しました。FIT認定が失効されることにより、接続契約が解除されることとなれば、新規事業者による系統の活用が期待されますが、系統の空容量によって扱いを変えることは事業者間の公平性に鑑み検討しておりません。 なお、ノンファーム型接続については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー・分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー・大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 及び広域連系系統のマスターブラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において、ノンファーム型接続の全国展開に向けて、議論を進めているところです。	
本件の制度変更がなされると、事業者は事業を断念せざるをえないため、許認可の取消しがなされたものと同等の状況となる。この様な遡及による制度変更の実施は、 法的安定性を損ねるものと懸念。現代つ法制度とその安定性を信じて事業を推し進めてきた事業者においても、すてに投資した資金の回収が不可能になり、今後の投資が退土れる契拠によりかねず、特に海外から日本市場の制度安定性に提問されがてくては必至。この様な不利益な変更がなされる場合においては、パブリックコメントのみでなく、各事業者から開発状況を充分に聴取した上で、個別に慎重な対応をすることを求める。	9。 今回の改正案は、事業者前の企平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の練行さをした上で今級の指直を適用することとしています。事業者の利益や予見可能性の確保は重要ですが、制度開始は令和4年4月1日であり、制度趣旨に反して長期に実施されない案件に対し、適切な猶予期間を置いて適用する失効措置について、遡及適用との指摘は当たらないと考えます。	
8 不可抗力による工事の遅延や電力会社による接続工事等の遅延等、事業者による未稼働案件の長期放置とは言い難い場合におけるより具体的な個別事情を踏ま えた認定失効ルール適用の例外措置を設ける必要がある。	2016年8月1日以際に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、系統側の都合や災害などの不可抗力を考慮しない仕組みとしており、これとの整合性を確保する必要があると考えます。一方で、運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された場合において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生むている。生まれば、当該連延した期間を失効期間に加える措置を講じることといたします。	
真面目に再生可能エネルギーを普及させるため、地域に丁寧な説明を行ってる事業者に対し、失効期限を設けることにより、地域に対して丁寧な説明を行わなくなる可9 能性がでてくるため、失効制度には反対である。各案件ことに直面している問題は異なり、状況は様々であると思う。事業者ごとに詳細な状況報告書のようなものを提出させ、前向きな事業者、悪質な事業者のふるいわけを行うべきではないか。	長朋安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築を含め適切な期間内で事業化を行っていただくどが前提です。今般の改正法に盛り込まれた失効制度 の目的は、FIT制度の総旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件につい て、事業の実施が期待される条件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったか否かで運転開始に至る蓋然性で判断することとしています。	
10 今回の失効の措置は、FIT法の中で当初から想定された範囲外のものであり、到底受け入れることはできない。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①測達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとするため、国会で審議され成立した法律に基づく措置となります。	
生物期間の延期については事業者から国に申し出し、国により延期と判断されれば、送配電事業者および買取義務者に対し、国から失効期間延期の連絡がされるとの認識でよろしいか。	運転開始期限の1年後の時点までに、系統連系工事着工申込みが受領されていれば、認定から運転開始期限日までの期間が猶予期間として設定されることとなります。他方、大規模な案件 については、電気事業法に基づく工事計画届出が不備無く受領されたことあるいは、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告通知等が出されたことを経済産業大臣が確認することとしており、確認できた場合にはその旨を事業者へお知らせすることとなります。	
12 過去の高額メガソーラー案件への配慮は不要であり、22年の施行日に建設できない案件は一律で取り消しするべき。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、適用される価格の水準ではなく、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断するべきであると考えています。	
国は、「未稼働案性の認定失効」の制度運用とともに、事業者の法理・法令違反に対し、情報提供があれば事実確認のうえ、例え個別案件であっても適切かつ迅速 13 に対応することが必要。よって、認定失効制度の運用開拾時には、但し書きで「認定失効制度以外にFI T法違反がある場合、厳正に行政処分を行う」旨、 明記すべきである。	再工ネ特措法の執行にあたり、これまでも法令に違反する事案に対しては、法令の規定に基づく適切な執行を行っております。引き続き適切な法執行に努めてまいります。	
14 入札・公募で認定を受けた案件は、失効制度の適用対象としないで欲しい。あるいは、失効リスクを取り除いて欲しい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が明待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が明待される所たついては、一定の制限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切ったり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づ工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づ準備書に対する勧告等の通知といったの手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。失効までにどのような猶予期間を設定するがは、事業者間の公平性の観点から、事業の進捗状況によって判断することとしており、入札や公募かどうかによって判断することは考えておりません。	
価格告示第1条で定義された運転開始期限日を前提として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経 15 済産業省令第46号)の一部改正」第13条の2の「認定の失効までの期間」が設定されるとの認識でよいか。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正において、第13条の2として、概要でお示ししているとおり規定することといたします。 例えば、太陽光発電にあっては、「出力が10キロワット以上のものであって、認定を受けた日から起算して4年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合・・・・6年」といった規定となります。	

金融機関としては、認定失効の期限を確認する必要が生じることから、認定ID の失効期間及び有効性を確認できるデータベースを構築・提供してほしい、また、「健全	公表情報を拡充することは国民への情報提供に資するものと考えられますが、認定事業者の個人情報保護とのバランスで慎重に検討するべきものであり、現時点でご指摘の内容を追加的に公表
な事業環境の維持」、「不正業者の排除」の観点から、認定が失効となったID ナンバーと事業者名の公表等の情報提供を合わせてお願いしたい。	することは検討しておりません。
1-2. 失効制度に関する御意見(系統連系工事着工申込みについて)	
告示第2条13~16に規定する系統連系工事看工甲込書に住全(別物として規定されるのか、告示第2条13~16に規定される系統連系工事看工甲込書は、発電 17 事業計画の変更認定中購終行方と報合は再提出か必要でありFIT価格が変更れるが、今般の改正において導入される系統連系工事着工甲込みは認定の失効の 判定を目的として行うものであり、FIT条件の変更にはリンクレないことを、確認したい、また、再提出により失効しないという理解でよいか。	失効制度に係る系統連系工事着工申込書についての規定は告示第2条第13~16項とは別に、今回の改正省令において措置することとしていますが、今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めないことと致します。ただし、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。
2012~2014年度に認定を取得し、2016年8月1日以降に送配電事業者との接続契約が締結された案件の扱いについて、2018年12月5日発表の「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について」の対象外であったため一般送配電事業者への着工申込書の提出を行っていない。しかし、これらの案件は2020年3月31日で運転開始期限を迎えるものがあり、「令和4年3月31日以前に運転開始日を迎える設備」として扱われるものと考えられる。これらの案件は新たに着工申込書を提出することになるのが、提出した場合の売電単価の扱いはどのようになるのか、明らかにしてもらいたい。	2012~2014年度に認定を取得し、2016年8月1日以降に接続契約を締結した案件については、御理解のとおり既に運転開始期限が設定されています。このため、当該案件については、経通措置として扱われることになり、改正法施行日である令和4年4月1日か51年の間に系統連系工事着工申込書の受領、工事計画届出/環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知がなされず、運転開始に至らなければ失効となります。なお、系統連系工事着工申込書の受領や工事計画届出等がなされなくも、令和4年4月1日か51年の間に運転開始に至れば、ごれらの書類を提出する必要はありません。 また、2016年8月1日以降に接続契約が締結された案件については、価格告示第2条において、調達価格が決定されることになっているため、当該法令をご確認ください。
19 太陽光発電以外の電源種について、新たに運転開始期限が設定されるが、失効期限の延長および失効リスクを取り除くことを目的とした期日(系統連系工事着工申 込みおよび工事計画届出の受領期限日)は、新たに設定される運転開始期限から1年後までとの認識で問題はないか。	ご認識のとおりとなります。
連転開始期限が設定されていなかった太陽光発電については、系統連系工事着工申込みに関して調達価格が下落するリスクが存在したが、失効期限の延長および 20 失効リスクを取り除くことを目的とした系統連系工事着工申込みがについては、調達価格には影響を与えるべきではない。また、系統連系工事着工申込み後に再工本特 措法10条1項の変更認定をした場合に改めて系統連系工事着工申込みを必要としたり、その場合に調達価格を変更したりすることがないようにして欲しい。	失効制度における系統連系工事着工申込みについては、失効までの猶予期間を設定するにあたっての一要件であるため、調達価格へ影響を与えるものではありません。今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めず、調達価格への影響も生じないようにいたします。ただし、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。
21 運転開始期限1年後の期日までに系統連系工事着工申込みと工事計画届出が受領された場合、系統連系工事着工申込みの再受領日(FIT変更認定申請により再度提出が必要となった場合)が当該期日を超過した場合においても、認定の効力を失う期間は変更すべきではない。	運転開始期限の1年後の時点までに、系統連系工事着工申込みが不偏無く受領され、かつ、工事計画届出の提出を経済産業大臣が確認した場合には、失効けスクが実質的に取り除かれる こととなります。系統連系工事着工申込書については、今回の省令改正において受領条件が規定されることになり、仮に、条件が満たされていないことが分かれば、失効までの猶予期間の設定が無くなります。
系統連系工事着工申込みの提出の要件については、従前(2018年12月5日)の要件(土地の使用の権原が規に取得できていること、農振除外・農地転22用の許可取得、条例に基づく環境影響評価書の公告・縦覧の終了、林地開発許可取得、系統連系工事着工申込み提出後、再エネ事業計画の変更認定申請を行わないこと)をさらにに加重することのないようにお願いする。法アセス/条例アセスの評価書の公告等は不要という理解でよいか。	失効制度の一要件とする系統連系工事着工申込みの提出条件については、以下の3つとなり、環境影響評価法及び条例に基づ、環境影響評価の評価書の公告等は含まれません。 ・設備を設置する場所についての所有権での他使用の権限を有していること。 ・設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。
2018 年12 月の太陽光未稼働案件への対応の際の系統連系工事着工申込書の定義は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 23 の規定に基プき調達価格等を定める件(平成29 年経済産業省告示第35 号)」第2条13 項に規定されているが、今次の認定失効ルールにおける「系統連系工 事着工申込書」の定義は、ここから調達価格告示第2条13 項小の「条例に基づ、環境影響評価」(条例アセス)に関する記載が除外されたものとの理解で良いか。	失効制度の一要件とする系統連系工事着工申込みの提出条件については、以下の3つとなり、環境影響評価法及び条例に基づ、環境影響評価の評価書の公告等は含まれません。 ・設備を設置する場所についての所有権での他使用の権限を有していること。 ・設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。
24 概要5頁記載の (注2) (ii)では、調達価格等告示第2条第13項第1号ロと異なり、「農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可」が要件とされておりませんが、 これは記載漏れでしょうか。	告示同様の条件となりますので、ご指摘の「農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可」は要件の一つとなります。
本制度では所定の期日までに「一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領」することができなかった場合には認定が失効することとなっているが、この系統連系工事着工申込みはこれまで太陽光の一部の案件についてのみ適用されていたルールであり、それ以外の案件については追加的な負担を強いるものであるため、 共通の判断基準として系統連系工事着工申込を採用することに反対する。 25 25 25 25 25 25 26 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	失効制度は、FT制度の趣旨に鑑み、①適用される測達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される第七そうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待される第七そうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待される第七年、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進歩があったかしいことで重新開始についた。 あったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に長って事まの担由の受償や環境影響評価法に基づ、準備書に対する動告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としておます。連転開始期限から1年を経過するまでの時点で、上述した進歩状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしております。大規模案件以外については、工事計画届出や環境影響評価を実施する対象ではないことから、事業の進捗を確認するための手段として、電源を問わず必要となるプロセスとして、系統連系工事着工申込みの受領を求めることとしております。
事業者が改正法施行日前に一般送配電事業者に対して系統連系工事着工申込みを行い、これが受領されている場合には、改めて一般送配電事業者等に対して 26 系統連系工事着工申込みを行う必要がないことを明確にされたい。また、既に開発工事に着手済であることが確認できる案件は、系統連系工事着工申込みを不要と していただきたい。	既に、一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込書を提出し、受領されているのであれば、改めて提出いただく必要はありません。なお、既に開発工事に着手済であっても、着手済社 否かの判断を個別に行わなければならないため、事業者間の公平性に鑑み、系統連系工事着工申込書が受領されていなければ、運転開始期限の1年後に失効となります。もちろん、その期限 までに運転開始に至るのであれば、提出しないという判断を妨げるものではありません。
事業者が改正法施行日前に一般送配電事業者に対して系統連系工事着工申込みを行い、これが受領されている場合であっても、改正法施行日後、改めて一般送 27 配電事業者等に対して系統連系工事着工申込みを行う必要がある場合、当該系統連系工事着工申込みは、法改正を待たずに極力早い段階で提出できることされたい。	既に、一般送配電事業者等に対して系統連系工事着工申込書を提出し、受領されているのであれば、改めて提出いただく必要はありません。実際の運用にあたって、事業者及び一般送配電事業者等の混乱を避けることが必要であり、施行日の前に運用を開始するといったことも含めて、今後検討していきます。
28 系統連系工事着工申込みを行った場合、失効期間延長の適用有無を確認する内容の公的な書面を発行いただきたい。	系統連系工事着工申込書は一般送配電事業者等へ提出するものであり、公的書面を発行する予定はありません。
29 系統連系工事着工申込みという名称は、太陽光に対する未稼働措置において既に利用しており、別の名称の利用を検討してほしい。	ご指摘のとおり、太陽光に対する未稼働対応として既に利用していますが、既に利用しているからといって変える合理的な理由とはならず、また、既に系統連系工事着工申込みを行った太陽光案件に対して重複して求めるものではないごとから、引き続き「系統連系工事着工申込み」を利用致します。
30 系統連系工事着工申込書は、開示請求があれば公開すべき。	系統連系工事着工申込書は、認定事業者から一般送配電事業者等へ提出されるものです。そのため、国が保有するものではないことから、開示請求の対象となる文書にはあたらないものと認識しております。
31 風力発電について、着工申込みの条件を除外してほしい。	事業者間の公平性に鑑み、特定の電源のみ特別に配慮するということはいたしません。
32 「系統連系着工申込み」の書式の開示および当該書式に関わるパブリックコメントのような民間の意見・コメントを踏まえた文言の解釈についての公表をお願いしたい。	ご指摘も踏まえ、系統連系工事着工申込書の例及び解釈について、「よくある質問」としてホームページ上での公開を検討してまいります。
系統連系工事着工申込みを行った後に、設備を設置する場所(地番)の変更があった場合には、①「系統連系工事着工申込み」を再度提出する必要があるか。 33 ② 上記①を行う/行わない、いずれにせよ、変更認定申請は行う必要があると理解しているが、変更が運転開始期限日から1年後の期日」を超えているときに失効してしまうことはないか。③ 上述②について、失効してしまう場合にあってもそれは故意の場合に限定され、単なる事業者の誤謬については、「運転開始期限日から1年後の期日」までに系統連系工事着工申込を受領したとして救済される措置がなされないか。	今回の改正において、事業計画の変更に伴う再提出は求めないことと致します。変更認定申請が運転開始期限日から1年後の期日を越えていたとしても、それをもって失効となることはありませんが、提出後に、当該情報の提供を受けた経済産業省が、電力会社による受領確認作業と並行して又は受領後も継続的に、自治体等を通じて要件該当性について確認を行い、その結果、要件を満たしていないことが判明した案件については失効となる可能性があります。なお、変更認定申請が行われたとしても、土地の権原を有していないなどの要件に該当しないことが判明すれば、失効の猶予は認められません。

		「当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る」としているのは、工事費負担金の支払いが済んでいること、を想定しています。通常、一般送配電事業者等と事業者との間で接続契約を締結する際、合わせて、工事費負担金の請求がなされるため、当然、工事費負担金の支払いが済んだ上で、系統連系工事者工申込みがなされることなり、事業開始に向けた進捗が確認できるものと考えております。
	今次の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込書」にも「電気事業者による再生可能エイルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格 85 等を定める件(平成29 年経済産業省告示第35 号)」第2条15 項が適用され又は新たな規定が設けられ、事後的に系統連系工事着工申込書の受領日が見直されるという可能性はあるのか。	
	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件(平成29 年経済産業省告示第35 号)」第2条 2615 項に規定される「当該一般送配電事業者等から系統連系工事者工申込書の再度の提出を求められた場合」との要件は、あくまで「受領された系統連系工事者 工申込みの内容が事実と異なることが判明した場合「中区系統連系工事者」中込みに係る書面の内容を変更する場合」が具体的な事由として想定されるのであり、一般送配電事業者側の恣意的な理由で適用されるものではないことを、明確にしていただきたい。	今回の改正において、ご指摘の条文は規定いたしません。
	「系統連系着工申込み」については、具体的なプロセスが経済産業省ウェブサイトおよび各電力会社ウェブサイトに掲載されているが、その他の電源(風力発電設備、 37 水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備)においてはどのようになるのか(どの時点で申込みができ、どういった手続きとなり、いつ受領されるのか)を具体的にお示しいただきたい。	詳細な運用については、今後検討の上、ホームページ上での公開することと致します。
	88 一般送配電事業者等の「等」について、一般送配電事業者以外に系統連系工事着工申込みを受領する立場に該当する事業者が存在するのであれば、その事業者 (事業者名称)をご教示いただきたい(例:エネルギー供給強靭化法(改正電気事業法)で位置づけられた配電事業を営む者は該当するのか)。	一般送配電事業者等とは、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号に規定する送電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者を言います。
1 -	3. 失効制度に関する御意見 (失効の要件について)	
3'	環境影響評価に県独自の条例アセスメントが含まれるのか明記して欲しい。原則2において、環境影響評価法第2条第1項に規定する環境影響評価を行っていた場合、太陽光は猶予期間を2年間配慮することになっているが、これを地方自治体の条例アセスの対象となっている大型案件についても同様の配慮期間を与える措置が必要。また、条例に基づ、環境アセスメント等で多額の支出をしている場合、教済措置をお願いしたい。	概要に記載している環境影響評価は環境影響評価法に基づくものであり、条例で定める環境影響評価を含みません。条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に運転開始期限の考慮とすることは適当ではなく、支出の多寡によって救済措置を講じることは事業者間の公平性を鑑みても合理的とは言えないと考えます。
4	現在、環境影響評価を行っている発電事業者においては、失効期間の設定により、環境影響評価に要する期間・費用面での負担が基大になる場合があり、再生エネルギー事業の発展への影響が懸念される。また、失効期間の設定により、住民等からの聞き取りや地域住民との意見交換による内容を反映した上での対応が、大変厳しい状態になることを危惧している。 運転開始する見込みの無い事業のみを対象とし、申請対応中や開発中案件に対する不必要な事業者負担を課すことで、今後の再エネ開発事業を委縮させることがないような配慮をしていただきたい。	
4	現在事業者が取り組んでいる事業の中には、電力会社の系統側対策工事に長期間要するもので、事業開始時点が認定日から6年を超過することが十分考えられる。 従来のルール(認定日から3年後は20年が減る)に沿つて資金投入していた事業者は唐突なルール変更により、投入資金が丸損となり理不尽な結果になる。長期間 の系統対策工事を想定して教済措置を設けるべき。 電力会社の系統側対策工事に長期間要する点は、接続契約の書類により客観的に証明可能であるので、教済すべき対象者だけを無駄なく教済でき、運用面での難 点がない、従来より、系統制約は再工不普及の問題点の 1 つとして指摘されており、このような背景の中、系統制約の中でリスクを負って事業に取り組んでいる事業者へ の配慮が求められる。	した期間を失効期間に加える措置を講じることといたします。なお、ご指摘の系統制約については、現在、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において、2021年中のノンファーム型
4	8月31日合同会議資料3ではアセス評価書の確定通知となっており、合同会議で特に意見が無かったにも関らず事務局が勝手にパブコメ業において評価書確定通知 を準備書経済産業大臣動告に変えるのは良くない。また、安岡沖洋上などは準備書勧告から3年以上経過しても評価書手続きに進む様子はなく、他にも準備書勧 告後に事業廃止している事例も多数ある。準備書大臣勧告では運転開始に至る蓋然性があるとは到底判断できないため、準備書大臣勧告を削除し、工事計画書 の受理のみとすべき。	8月31日の資料では、基本的考え方として、「運転開始に向けた進捗の確認についての例」として環境影響評価書の確定通知を例示しました。一方、同じ資料において、失効期間の設定にあたり、「開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された一定規模以上の案件は失効リスクを取り除く」との方針を合意したところです。今回の改正案では、その方針を具体化し、工事計画届出とさらに、環境影響評価書に係る各種手続を考慮し、環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣による勧告等の通知についても、開発工事への準備・着手が確認できる公的手続とすることとしています。
4	現在、太陽光発電設備の環境影響評価を行っている段階であるが、失効期間を「6年」と設定されることにより環境影響評価に要する期間・費用面における負担が基 大であると感じている。期間の設定がされることで、対象となる動植物保護の観点からの評価をはじめ専門家・住民等のビアリングや地域住民との意見交換会による内 容を反映した上での対応があるそかになることを覚惧している、制度開始時点で環境影響評価を行っている案件については期限を設けず、丁寧に進めることを優先し、 地域と共生できるような制度としていただけるよう配慮をして頂きたい。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提です。他方、運転開始期限については、通常 事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しているものです。そのため、事業者間の公平性に鑑みて、ご指摘のような制度開始時点で環 規影響評価を行っている案件について個別の案件ごとの配慮は致しません。
4	今回の未稼働認定失効制度の基本的な考え方・制度設計については、積極的に進めていただくことに賛同する一方、事業者自らの責任によらない、自然災害については、国の指定する「激悪災害」に指定され、被災した案件については、配慮が必要。原則 2 (運転期限1年後までに系統連系着工申込を行った案件) においては、執行猶予期間中に、国が指定する激甚災害に指定された案件に関しては、3 例外措置の対象とするように要望する。	- 2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、系統側の都合や災害などの個別の事情によらず一律に設定しているものです。現行制度との整合性確保の観点から、現時点ではご指摘の点を制度に盛り込むことは致しません。
4	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経産省令第46号)の一部改正」の内容のうち、(5)の2に、風力発電 設備や地熱発電設備については、かつ書きで(認定の申請)の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合に あっては、12年)と記載されている。同様にバイオマス発電設備に関しても (認定の前後で当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について法・条例による 環境影響評価を行っていた場合にあっては、12年)と「条例による環境影響評価」を追加してもらいたい。又は環境影響評価(条例を含む)と明記してもらいたい。	ご指摘の点については、既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限を踏襲したものとなっております。運転開始期限は通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することが適切であると考えています。なお、現行制度において、バイオマスこいでは、2018年3月時点で、環境影響評価法の対象となる大規模交楽電設備は想定されていないという考え方により、既存の運転開始期限制度を決定し、適正手続を経て2018年4月以降の認定案件に適用されています。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。
4	今回の概要では、各対象案件の条件として「一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領し」と記されているが、そもそも7月22日合同会議の結果を踏まえて作成した8月31日合同会議資料内部の矛盾で、事務局の整理が間違っており、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として失効リスクを取り除くのであれば、当初の結論通り「一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領し」は条件から削除すべきではないか。	7月22日に開催した総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、特に既に認定を受けた2MW以上の大規模な太陽光発電について、金融機関から資金調達が行えず工事に着手できない、という声が複数寄せられていたことから、例外的な措置として改正法施行日までに、開発工事に着手していることが公的手続により確認できたものの失効リスクを実質的に取り除くという例外的な措置が再議を経て決定されたものになります。8月31日に開催した同小委員会においては、事業用大陽光の2MW以外が規模及びその他の電源種についての扱いを議論し、原則として、運転開始期限の1年後の期限までに系統連系工事着工申込書が受領されるか否かを基準として失効までの猶予期間を設定することが決定され、その原則を基にし、特に大規模な案件については、ファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、期限までに開発工事に着手していることが公司手続により確認できたものの失効リスクを取り除くということが審議を経て決定されております。
4	環境アセスメントの対象規模としては、30MW以上のものを対象としているが、第3種事業においても調査から手続きなどに対して同様に多額の開発費用が発生しているため、対象事業としても第3種を含めるべきではないか。	ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、環境影響評価法の対象となる事業は、第1種事業の全て及び第2種事業のうち手続を行うべきと判断されたものとなります。

48	工事により設計と現場に齟齬がある等で軽微な変更手続きを要することがあるため、全て認定取り消しとされると工事中も失効リスクが残ってしまう。工事計画届提出 後、計画変更については、特段問題ないというごとでよいか。また、工事計画の再提出が必要となった場合でも、失効しないという理解でよいか。	工事計画については、開発工事への準備・着手が確認され、一定の準備段階に入ったと確認したことをもって、例外的に猶予期間を20年間とするものです。期限後の軽微な変更による再提出により失効することになるとは考えていませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更にまで及ぶような案件については、失効リスクを取り除くとした決定を取り消すということもあり得ます。
49	「系統連系工事着工申込み」は、工事全体の最終段階での手続きであるので、発電所内の開発・整備工事に多くの期間が必要となる大規模案件に於いては、連転開始期限+1年の時点では、まだ提出時期を迎えていない可能性が充分ある。 おって太陽がのの、風力・水力・地熱・バイオマスの③ならびに終過措置の③の各規定からは「一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領し、かつ、」を削除し、「電気事業法、昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による工事計画届出が不偏無(受領されたこと又は電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合」の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合」のみを要件とすべき。	失効制度については、FIT制度の趣旨に鑑み、①調達価格の適時性、②系統利活用による適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに連転開始に向けた一定の進捗があったかということで連転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。 系統連系工事着工申込みの提出にあたっては、 ・設備を設置する場所についての所有権での他使用の権限を有していること。 ・設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、若しくは同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の届出が行われていること。 ・当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けていること。 を要件としていますが、これらの要件は、例外的措置として失効リスクを取り除くこととするにあたり、事業実施に向けた一定の進捗を確認するために必要な要件と考えます。
50	国土調査が実施されていない地域においては、土地整理に多大な時間を要する場合があるため、国土調査が実施されていない地域において、認定失効までの期間を 環境影響評価対象と同様の期間としてほしい、国土調査が実施されていない地域において、国土調査による地番変更や出力等の変更が生じたとしても、FIT認可取り 消しや計画変更に対して柔軟な対応をお願いしたい。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提です。電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条の2において、事業の実施が見込まれる基準として、「再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有 するか、これを確実に取得することができると認められること」と規定しているところであり、認定を受けるためにはこれを遵守いただく必要があります。事業化にあたっては、事業者ご自身で設備の設置 場所を確保いただくことになるため、国土調査等の個別の事情により、特別な対応をすることは検討しておりません。
51	送配電事業者による系統連系工事の事情により遅延が生じた場合は、一考することがないということでよいか?送配電事業者が指定する連系開始予定日が系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅延した期間を失効期間に加えることとするということか。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅延 した期間を失効期間に加える措置を講じることといたします。
52	今回環境アセスメントに関しては、認定の際に既に行っていたものについて、期間の延長が規定されているが、認定を受けた以降に新たに環境アセスメントの対象となった 案件も少なくないと思われる(新たな条例の制定、環境影響評価法の改正などにより対象)。そのため、環境アセスの対象となった日から起算して期限を設けるべきで ある。	今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、認定の申請の際に環境影響評価を実施していた場合に年数を追加することとしております。運転開始期限は、原則、認定時に 認定とともに確定するものであり、事後的に変更されるものではありません。また、運転開始期限は通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一 律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の縁引きをした上で 今級の措置を適用することが適切であると考えています。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始 期限の制度を前提とした制度としております。
53	近年の災害状況から、近隣の要請が強くなって来ており、林地開発許可を再申請したこと等により遅延しているような案件は、期間延長にしてほしい。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提です。このため、猶予期間の適用を受けようとする場合には、要件を満たせるように林地開発許可を含めた申請等について、事業者の責任において実施いただく必要があり、再申請であっても要件が満たされなければ、要件を満たさないものとして期間が設定されます。
54	進捗の確認には、着工申込み等があげられているが、住民説明会の実施等も運転開始に向けた取り組みであるため、一定の進捗と評価すべきである。	個別の案件ごとに、住民説明会の実施時期は異なると考えられるため、ご指摘のように住民説明会を一定の進捗と評価することは適切ではないと考えます。
55	「経過措置として、電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないごと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合」とあるが、方法書の手続きに入った時点で、事業者が案件に対して前向きに取り組んでいること(一般意見に真摯に対応することによる、期間の経過等も考えられる。)の証明になるのではないか。	今回の措置では、期限までに電気事業法に基が工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基が環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、 例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということで判断しているものであり、ご指摘の方法 書手続に入った段階では、実際に影響評価まで至っておらず、運転開始に至る蓋然性が高いと判断することは難しいと考えます。このため、今回の措置では、影響評価が終了し、準備書に対して 一定の評価がなされた段階を例外措置の基準とすることとしております。
56	バイオマス発電の認定の効力を失う期間について、環境影響評価対象(条例による対象)の案件は、相応の考慮期間を設けるべきである。	バイオマス発電に限らず、条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に設定することとしている運転開始期限について、考慮することは適当ではないと 考えます。既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限は、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例に よる環境影響評価を特別に勘案しておりません。
57	費用と時間をかけ真摯な取組みを行っているにもかかわらず、今回の一郎改正は、事業検討の断念、或いは同事業に多大な不利益を与える懸念がある。 現在、立地周辺の市民向けチラシの配布、事業説明会及び漁業者への説明の際に求められた。菜積評価影響ならなに漁業影響調査等、されまで適切に諸調査を 実施しており、意図的に未稼働状態にしているものではない。地域との関係構築については自治体と相談の上真摯に対応しており、自治体がその旨を書面にて証明す ることをもって、今回の一部改正の適用除外とする、または当該対応に必要な期間を経過期間に加算措置を取っていただきたい。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提です。このため、自治体による書面を根拠として 配慮を行うことは検討しておりません。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提 とした制度としております。
58	「※6電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出の対象は、ダムを伴うものであって、200kW以上かつ、最大使用水量1m3/秒以上。」との記載がありますが、これは電気事業法施行規則別表第二の「発電所 — 設置の工事」及び「発電所 — 変更の工事 — (1)発電設備の設置」において、事前届出と要するものの対象になっているが、電気事業法施行規則別表第二の「二変更の工事 — (二)発電設備の設置」において、事前届出と要するものの対象になっているが、電気事業法施行規則別表第二の「二変更の工事 — (二)発電設備の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの — 1原動力設備 — (1)水力設備 — イダムにおいて、事前届出を要するものとして「1 ダムの設置」、「2 ダムの改造であって、堤体の強度若しくは安定度又は洪水吐きの容量、強度若しくは安定度の変更を伴うもの」との記載があり、電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出の対象になると思われ、「1 ダムの設置」、「2 ダムの改造であって、堤体の強度若しくは安定度又は洪水吐きの容量、強度若しくは安定度の変更を伴うもの」の事項もFIT認定の失効までの期間は27年ということになるのではないか。	ご指摘のとおり、電気事業法施行規則別表第二に規定している「1 ダムの設置」、「2 ダムの改造であって、堤体の強度若しくは安定度又は洪水吐きの容量、強度若しくは安定度の変更を伴うもの」も工事計画届出の対象となりますので、期限までに認定計画に係る工事計画届出が受理されれば、失効リスクが取り除かれることとなります。
59	「経過措置」「再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの各認定発電設備のうち、令和4年3月31日以前に運転開始期限日を迎える設備について、」「3」「電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出が不備無受領されたこと(※1)又は電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと若しば勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合(※2)」の部分について、「森林法等10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為福子届が提出されている場合」を加えて欲しい。	例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということで判断しているものです。ご指摘の林地開
60	工事計画届出が受領されている案件だけでなく、開発工事に着手済みであることが確認できる案件(例、林地開発許可の事前協議に着手した確証がある案件、林 地開発許可を取得した案件または自営線工事の着工を意味する書面がある案件)についても同様の措置としていただきたい。なお、案件の円滑な進捗のため、個別 案件への認定失効実質除外適用の有無が、経産省による書面等で客観的に確認できる手続きとしていただきたい。	今回の措置では、期限までに電気事業法に基づ、工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づ、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということで判断しているものです。ご指摘の林地開発行為着手届については、系統連系工事着工申込みにあたって、林地開発許可を要件としていることから、例外措置とを認める要件として適当ではないと考えております。なお、失効制度における例外措置については、経済産業大臣が確認した場合に限って有効となるため、経済産業大臣による通知を行う予定です。

61 複数の工事計画届出を提出する場合、最初の工事計画届出の提出を基準とするということでよいか。	複数の工事計画を届け出る場合であっても、FIT認定を受けた全ての設備について、期限までに工事計画届出が受理されることで、失効リスが取り除かれることとなります。なお、期限後の軽微な変更による再提出により、最初の提出に基づく確認が取り消しとなり、失効するとは考えていませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更にまで及ぶような変更が軽微とは言えない案件については、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗を評価して猶予期間を設けるという趣旨に反することから、確認を取り消す可能性があります。
62 風力発電について、付帯工事に着手した大規模案件も失効リスクを取り除いて欲しい。	今回の措置では、期限までに電気事業法に基づ、工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づ、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、 例外的に失効リスクを実質的に取り除、制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということで判断しているものです。個別電源種ごと に例外を設けることは、事業者間の公平性を鑑み適切ではなく、ご指摘の付帯工事については対象といたしません。
「工事計画届出が不備なく受領された」後に、何らかの事由で工事計画届の再提出が必要となった場合でも、当初の工事計画届出受理日が本制度の判定で使用される(=FITは失効しない)認識でよいか。(風力やバイオマス等の他の電源においても同様の解釈となる理解。)	期限後の軽微な変更による再提出により、最初の提出に基づく確認が取り消しとなり、失効するとは考えていませんが、例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更にまで及ぶような変更が軽微とは言えない案件については、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗を評価して猶予期間を設けるという趣旨に反することから、確認を取り消す可能性があります。
電設備の工事業者との契約締結」を③の要件とするへきである。	今回の措置では、期限までに電気事業法に基づく工事計画届出がなされることまたは、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されれば、 例外的に失効リスクを実質的に取り除く制度としております。これは、大規模案件のファイナンスの特性として、運転開始に至る蓋然性が高いか、ということで判断しているものであり、その判断を担 保するため、公的手続による確認が適切であると考えます。
1 – 4. 失効制度に関する御意見(失効までの期間について)	
2020年9月開催の第58回測達価格算定員会の事務局資料において、再工不海域利用法に基づく公募に選定された案件については、運転開始期限の起算点を 「FIT認定を受けた日」とする旨の見解が示されていることから、その旨について注記していただきたい。 また、本意見公募における風力発電事業とは陸上風力発電事業に注上風力発電事業の両方を指すのか、ご教示いただきたい。 なが、注上風力発電事業も含む場合には、例えば長崎県五島市かの位置区域の公募占有指針にて、事業者が決めた運開予定日を過ぎると測達期間が短くなるごは、「電気事業者による再生可能エイルギー電気の測達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」第1条第2項第8号において定められている風力発電事業の連転開始期限とダブルスタンダードになるのではないか。	海域再工ネ利用法に基づ、注上風力に関い、今和2年9月15日に開催した測達価格等算定委員会において、再工ネ海域利用法に基づ公募占用指針に関する意見(案)の中で、「測達開始予定日はFIT認定を受けた日から8年を上限として公募の参加者が自ら設定する」とされたことから、運転開始期限日と失効期間については、次の適りと致します。 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号、以下「促進法という」、第13条第2項第119号に規定する選定事業者(以下選定進力という」が、自法統17条第1項の認定を受けた2分与由計画(以下18定2次第占用計画しいう。)、613年第7条第1項の認定を受けた2分与、日本のでは、19年間の認定を受けた2分与由計画(以下18定2次第占用計画しいう。)、613年第7年第1項の認定を受けた34年第2年第14年第14年第1項の認定を受けた40の資金等を考が上間区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第37条第1項の評すを受けた者(同法第2条の4第1項に規定する海洋再生可能工ネルギー発電事等の設置及び推制管理をする者に限る。)が利用する港湾及びその利用時期のは24年2 統第12条第1項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期の対すれかと重視したさは、経済産業人を足及び国土交通人正由が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、同法第18条第1項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載とた海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日である。以下「事業実施時期起算日」という。)から起算して1年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事者工申込書を受領していかは当会と認定して1年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合・認定を受けた日から事業実施時期起算日での期間に4年を加えた期間・事業実施時期起算日から起算して1年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かっ、当該設備の設置に係る電気事業法等48条第1項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたことでは同法第46条の14の規定に基づく工事計画の届出が不備無(受領されたことでは同会によりない4年度に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告をでの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合・認定を受けた日から事業実施時期起類日までの期間に20年を別した。19年度に、19年度
10kW以上の太陽光発電であって運転開始期限日から1年後の期日までに一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合には4年 66というのは短すぎる。今、太陽光発電事業の行政諸手続き、地元対応は厳しくなっており、予想外に非常に時間を要する場合がある。運転開始期限が3年であれば、 失効期限は更に3年程度見て頂きたい。それに合わせて、経過措置でも施行日から失効期限までは最低3年は見て頂きたい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否がについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領で現場影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認されて場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質のに取り除く措置としております。このため、系統連系工事着工申込みの受領に至らなということは、運転開始に至る蓋然性が相当程度低いと判断されることから、運転開始開限から1年の指予期間を置いて後に失効とすることとしています。 なお、経過措置においては、事業者の予見可能性を鑑み、系統連系工事着工申込みの受領に至らない場合は、施行日から1年の指予期間を置いた後に失効とすることしていますが、本来的には既に運転開始開限を超過している事業用太陽光発電に対して、予見可能性の観点から起算点を施行日としているものであり、そのような事業者にも十分に配慮した制度となっているものと考えます。
環境影響評価は、環境への影響について事前に調査・予測・評価するものであり、動植物への影響評価は期限を区切ってできるものでは無いという認識。仮に、太陽 67 光発電 6年、風力発電設備12年と期限を設けることはその期間であれば十分余裕を持ってできるという風潮が国内で蔓延することにもなりかねないことから環境影響 評価案件は期限を設けず、環境影響評価することを優先した制度とすることを強く希望する。	当該部分については、適正手続きを経て既に制度として決定している運転開始期限を踏襲したものとなっており、既存の制度において運転開始期限の設定にあたり、太陽光、風力については環境影響評価法に基づ、環境影響評価に係る期間を考慮した配慮規定を設けていることから、今回の措置でも期間の設定にあたり、現行の運転開始期限の制度を踏襲し、同様の配慮を設けることとしています。
環境影響評価を行っている案件は認定の失効までの期限を設けず、対象外とするべき。または、環境影響評価期間を含めた期間を制度として見直すことには反対である。今回の制度が、FIT制度において、1. 適用される調達価格の適時性の確保、2. 系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとする kとには同調68 できるが、「環境影響評価別はFIT制度とは全く別の観点であり、「再生可能エネルギー普及」と同時に「環境影響評価」はFIT利度とは全く別の観点であり、「再生可能エネルギー普及」と同時に「環境影響評価」はFIT利度とは全く別の観点であり、「再生可能エネルギー普及」と同時に「環境影響評価」はFIT利度とは全人別の観点であり、「再生可能エネルギー普及」と同時に「環境影響評価」が表現でいる。大きな対象が同かた決まっていない中で検討期間を6年、12年と決めるものでは無い。事業者の方々に期限という負担を課すことで、各地域の重要な資産の在り方の議論をしっかり整理できる制度・期間とすることを望む。	当該部分については、適正手続きを経て既に制度として決定している運転開始期限を踏襲したものとなっており、既存の制度において運転開始期限の設定にあたり、環境影響評価法に基づ、環境影響評価に係る期間を考慮した配慮規定を設けていることから、今回の措置でも期間の設定にあたり、現行の運転開始期限の制度を踏襲し、同様の配慮を設けることとしています。

69 並	攻正法施行日以後に運開期限を迎える場合、50kW未満は運開期限で失効、50kW以上2MW未満は運開期限+1年で失効。改正法施行時に運開期限を超 引している場合、2MW未満で運転開始前は即失効、但し50kW以上は系統連系工事着工申込受領と土地の使用権原を証する書類の提出がある場合は法施行 負1年で失効とするべき。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであ り、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限 でに連転開始に向けた一定の進捗があったかということで連転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基プ、工事計画届出 受資的、環境影響評価法に基プン議事情あると動きである動き等によって連歩が確認されて場合に、大規模案件に係るアナインスが特性を踏まえた例外の指置として、失効 スクを実質的に取り除く措置としております。運転開始期限から1年を経過するまでの時点で、上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の2 平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
	乱圧案件に関しては、極論かもしれませんが運転開始期限 = 認定失効でも何ら問題はないと考える。地域住民の苦しみや我慢のもとに太陽光発電設備が急激に増 さている反面、再生可能エネルギーに占める太陽光発電の現状の比率は、その苦しみに見合ったものにはなっていない。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される測達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであ り、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限 でに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出 受領や、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効 又を実質的に取り除く措置としております。運転開始開限から1年を経過するまでの時点で、上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の2 平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
	発電所の建設期間が長い案件は失効するリスクが大きい。そのリスクを恐れ事業を途中で諦めざるを得ない事業者も出てくるのではないか。失効期間を延長できる措置 講ずるべきと考える。	今般の改正法に盛ら込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであ り、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限 でに速転期始に向けた一定の進掛があったかというとで連転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出 受銭役、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効 スクを実質的に取り除く措置としており、事業者の事情にも配慮したものとしています。
	種転開始期限に失効猶予期間として運転開始期間に当たる年数を加えるにあたり、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(「法アセス」)に要する期間への配慮 月間分は除くとされたが、少なくとも太陽光については、当該配慮期間分も加えて欲しい。	事業者間の公平性に鑑み、特定の電源のみ特別に配慮するということはいたしません。
73 \$	<b>、</b> 対期間の設定に当たっては新型コロナウイルスの影響を加味した期間の設定をお願いしたい。	運転開始期限は、事業者の責によらない様々な事情にも配慮して設定されており、失効制度についても同様の考え方で期間を設定致します。なお、失効制度については、令和4年4月1日、 ら開始される制度であり、新型コロナウイルスの影響を考慮する必要性は現時点では生じていないものと考えます。
	念定失効に至るまでの期間の計算においては、起算日当日は不算入(初日不算入)という理解でよいか。例えば、認定取得日が2020年4月1日の10kW以上の 太陽光条件(法アセスない)の場合、概要2頁(1)②による認定失効の効力が生じるのは、2024年4月2日の午前0時という理解でよいか。	起算日当日は算入致します。ご指摘の例では、2024年4月1日午前0時に失効の効力が生じることとなります。
75 選	車系開始が間に合わなかったとしても、事業者の責に帰さない事由によるものであれば認定が失効しないこととして欲しい。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不備無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅3 した期間を失効期間に加える措置を講じることといたします。
76 J	プレス案件は3年で終わるはずなく、国民負担軽減、系統確保、事業者の予見可能性のバランスの取れた案としてほしい。	当該部分については、適正手続きを経て既に制度として決定している運転開始期限を踏襲したものとなっており、既仔の制度において運転開始期限の設定にあたり、環境影響評価法に基づく 境影響評価に係る期間を考慮した配慮規定を設けていることから、今回の措置でも期間の設定にあたり、現行の運転開始期限の制度を踏襲し、同様の配慮を設けることとしています。
	改正法第9条第4項の認定を受けた日」とあるが、設備認定を当初取得した案件については、当初の認定取得日か、それとも、みなし認定日(2017 年4月 1 日)かご教示いただきたい。	旧法により設備認定を受けたものについては、みなし認定日が認定日となりますが、改正案の施行日である2022年4月1日までに運転開始期限を迎える場合には経過措置が適用されるとになるため、ご留意ください。
		環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施する案件については、認定から運転開始に至るまでの期間について当該環境影響評価にかかる期間を考慮する必要があるという考えのもと、それ ぞれの電源種について環境影響評価に踏まえた運転開始期限が設定されています。なお、現行制度において、水力及びバイオマスについては、2018年3月時点で、環境影響評価法の対象と る大規模な発電設備は想定されていないという考え方により、既存の運転開始期限制度を決定し、適正手続を経て2018年4月以降の認定案件に適用されています。今般の改正では、直近 採働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直はは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提といた制度といております。
1 – 5.	失効制度に関する御意見(募集プロセス案件について)	
79 I	Dが失効中で電源接続案件募集プロセスが終了した場合、失効しているのにみなし認定の起算日になるなど、ありえないことが起こるため、整理いただきたい。	ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、仮に、2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して 6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになり、運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みの受領、工事計画届出、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等により、失効までの期間が設定されることになります。
ル 80 人 其		運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不偏無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該遅 した期間を失効期間に加える措置を講じることといたします。なお、早期に再エネ導入を進めるための方策として、現在、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・プ ス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び広域連系系統のマスターブラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において、2021年中 ノンファーム型接続の全国展開に向けて、議論を進めているところです。
81 胃	電力事情により連系時期が認定失効日以降となる場合は除く等、ID取消とならないような措置を設けて欲しい。	運転開始期限から1年を経過するまでに系統連系工事着工申込みが不偏無く受領された案件において、系統側の都合により連系開始予定日に遅れが生じてしまう場合については、当該選挙 した期間を失効期間に加える措置を講じることといたします。
82 Г	電源接続案件募集プロセス案件」には「系統連系工事着工申込み」の手順はないと認識するがどのような対応になるのか。	今回の失効制度において、失効までの猶予期間として「系統連系工事着工申込みの受領」という要件を設けております。このため、失効までの猶予期間が必要な案件については、当該要件を派 たしていただく必要があります。
	型海接接要件算年プロセフ(全部文付車下下部エロアのように長期限の工期が担定されるプロセフ)に参加中文は参加した安佐で、これまで運転期始期限が設定さ	運転開始期限の制度については、今回の措置ではなく、既に適正手続きを経て制度として決定しているものです。原則、すべての認定案件に設定されるものであり、ご意見に沿うことはできません

	高級は体学所替体ブロップ(全角ではませんのエリフルト2に雇用的の下板が担命されてブロップ)に始めたフは発売した学所についてのため間的は、ハシノレト	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた
84	本概要の「運転開始期限日から1年後の期日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領し、かつ、電気事業法第48条第1項の規定による工	2017年4月1日時点で手続中の電源技術条件将乗入ICA/IL参加している条件は、プロセスが終了したロの姿白が必要担ぐも97月間のつちに、技術契約を行い、その同胞が得ちば、 日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになり、 運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みの受領、工事計画届出、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等により、失効までの期間が設定されることになります。
85	電源種間の公平性も鑑みて、バイオマス発電設備に関しては、電源接続案件募集プロセスによる運転開始期限の延長を規定して欲しい。	事業者間の公平性に鑑み、特定の電源のみ特別に配慮するということはいたしません。
86	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件について、電力契約日(=みなし認定日)から運転開始期限3年以内に連系しないと失効になるか。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになります。
87	電源接続案件募集プロセス参加案件の運転開始期限及び失効期間の起算点はみなし認定がなされた日、又は本省令案及び告示案の公布日のいずれか遅く到来する日とすべき。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期限の起算点となります。よって、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とすることになります。よったし、本改正案の公布の日よりも前にみなし認定がなされている場合には、運転開始期限は公布の日を起算点とすることになります。
88	電源接続案件募集プロセス(全部又は東北北部エリアのように長期間の工期が想定されるプロセス)に参加中又は参加した案件で、これまで運転開始期限が設定されていなかった案件については、新たに運転開始期限を設定しないこととして欲しい。	連転開始期限の制度については、今回の措置ではなく、過去既に適正手続きを経て制度として決定しているものです。原則、すべての認定案件に設定されるものであり、ご意見に沿うことはできません。
1 – 6	. 失効制度に関する御意見 (経過措置)	
89	(従来の運転開始期限日の有無)。設備の規模、敷地の規模、事前の手続きの煩雑さ、工事の難易、工事の期間等の相違によるものではない。現在は2018年12月5日に発表の未稼働案件への新たな対応で、従来運転開始期限の無かった案件にも同期限が設定され、条件に相違はなく、1と2で失効期限に相違があるのは不公平。1は2と同一条件とし、太陽光発電の場合は改正法施行日に3年を加えた時期を失効の期限とすべきです。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に同じた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性を判断することが通切さめ、その進捗の施設方法として、系統連系工事者工中込みの受領、電気事業法に基义工工事計画出の受領、環境影響評価法に基文、準備書に対する勧告等の通知をメルワマールとしています。このため、系統連系工事者工申込みの受領しいう方為とは、運転開始に同じた一定の進捗があったことを事業者が示すこととなると考えており、その有無が運転開始に至る蓋然性の判断要素となると考えます。また、運転開始期限は、原則、認定時に認定とともに確定するものであり、事後的に変更されるものではありません。経過措置の対象は2019年4月以前に認定を受けた過去の案件である考えられることから、2020年4月からの環境影響評価に係る配慮を行う必要はないものと考えます。
90	特別措置法の施行規則の一部改正で、これまで無かった認定の失効期限を設定するのはあまりに政府の勝手な法改正である。このような改正は改悪であり止めて頂きたい、施行が強けられないのであれば、法改正前に認定を受けている案件には手厚い経過措置を要求する。 経過措置の期間設定の根拠が不明確であるので根拠を示してほしい。(1)改正法施行日までから1年後の期日までに系統連系工事着工申込を受領していない場合、施行日の1年後を失効期限とするのは短すぎる、せめて3年、できれば5年程度は欲しい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が経続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る蓋然性を判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工事着工申込みの受領、電気事業法に基づ、工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知、をメルクマールとしています。既認定案件については、事業者の予見可能性を確保するために、施行日時点で運転開始期限を既に超過している案件に十分に配慮して経過措置を設けているものであり、国民負担の抑制と事業者の予見可能性のバランスを踏まえた期間を設定しております。
91	既認定の案件にも遡って適用するのであれば、既認定の案件には影響が出ないように経過措置を取ってもらいたい。経過措置として、3つの措置が提案されているが、 失効期限が一番短いものは、改正法施行(令和4年4月1日)の一年後には失効期限を迎えるものものであり、十分な期間とは思えない。これまでの法改正と異なり、今回は新たに時間によって認定の失効を定めるものであるので、せめて3年から5年の時間余裕を見るべきものと思う。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が維続する案件について、事業の実施が明待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が明待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということで運転開始に至る霊然性で判断することが適切であり、その進捗の確認方法として、系統連系工事着工申込みの受領、電気事業法に基 ア(工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知、をメルクマールとしています。既認定案件については、事業者の予見可能性を確保するために、施行日時点で運転開始期限を既に超過している案件に十分に配慮して経過措置を設けているものであり、国民負担の抑制と事業者の予見可能性のパランスを踏まえた期間を設定しております。
92	「系統連系工事着工申込みの受領後、送配電事業者が指定する連系開始予定日が系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅延した期間を失効 期間に加えることとする。」は経過措置にも適用されるのか。また、必要とされる受領条件は経過措置においても同様か。	ご認識のとおりとなります。
93	「平成 2 9 年 4 月 1 日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件については、プロセスが終了した日の翌日から起算して 6 ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第 9 条第 3 項の認定を受けたものとみなされ、そのみなし認定日から運転開始期間の起算点となることから、失効期間についても、みなし認定がなされた日を起算点とする。」は経過措置にも適用されるのか。	改正法施行日前に、運転開始期限を経過するものについては、ご認識のとおりとなります。
94	規ごとに環境影響評価条例を設置しているところも多い。条例アセスにおいても法アセスと同様のプロセスが必要で、2~3年程度期間を要するため、法アセス同様、条例アセス対象案件についても2年の配慮期間は必要ではないか。	条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に運転開始期限の考慮とすることは適当ではないと考えます。既に現行制度として規定・運用されている。 転開始期限は、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今般 の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を削提とした制度としております。
95	太陽光の場合、新制度施行日から3年が開発期限として設けるということだが、開発期限までに工事着手がなどの定義の考え方についてどのように考えているか。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進歩があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、その進歩の確認方法として、系統連系工事着工申込みの受領、電気事業法に基づ、工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知、をメルクマールとしています。このため、経過措置の対象案件については、改正法施行日の1年後までに系統連系工事着工申込みが受領されない場合は、その時点で失効、施行日の1年後までに系統連系工事者工申込みが受領されたら施行日から運転開始期間を経過した後に運転開始まで至らなければ失効、施行日の1年後までに工事計画届出の受領、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告通知等が確認されたら、実質的に失効リスクが取り除かれることとなります。
96	経過措置2の改正法施行日から1年後の期日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込みを受領した場合については、認定を受けた日から改正法施行日までの期間に、認定から運転開始期限日までの期間に相当する年数に、さらに2年を加えた自計5年間(具体的には、2027年4月1日)の到来まで認定が失効しないものとして認めて欲しい。例えば、2016年8月以降に認定を受けた案件の場合には、運転開始期間に相当する年数である3年に2年を加えた合計5年間(具体的には、2027年4月1日)の到来まで認定が失効しないものとして認めて欲しい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進步があったかということで運転開始に至る蓋然性で判断することが適切であり、その進歩の確認方法として、系統連系工事着工中込みの受領、電気事業法に基づ、工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知、をメルクマールとしています。このため、経過措置の対象案件については、改正法施行日の1年後までに系統連系工事着工中込みが受領されない場合は、その時点で失効、施行日の1年後までに系統連系工事着工中込みが受領されたの施行日から運転開始期間を経過した後に運転開始まで至らなければ失効、施行日の1年後までに不統定系に関係を持ち、原質的に失効リスが取り除かれることとなります。

97	10kW未満の太陽光発電設備についても、着工申込書の提出対象と読めるため修正が必要。	10kW未満の太陽光発電設備については、認定を受けた日から起算して1年とするため、系統連系工事着工申込書の提出が必要と読めないように規定致します。
98	関連資料2頁によれば、認定失効日は、運転開始期限日を基準に、①の場合は、運転開始期限日から1年を経過する日、②の場合は、原則的な運転開始期間 (例:バイオマスは4年) の2倍の期間 (例:バイオマスは8年) を経過する日、③の場合は、調達期間 (20年) を経過する日とするという考え方で設定される。この 点、概要の良証総成的料則により新たに運転開始時限が設定される太陽光以りか会伴については、概要2頁~50分(2~(5)が適用される場合、設定失効日が認 定日」から起算して同(2)~(5)の①~③が経過する日となることとなりますが、このような案件は、認定日から運転開始期限日の起算日 (本省令業及び告示案の公布の日) までの期間が経過しているがゆえに、上記の考え方で設定されるべき認定失効日より早い時期に認定失効日が設定されることになってしまいます。実際の改正 省令・告示においては、このような案件についても、上記の考え方(つまり運転開始期限日を基準とする考え方)で認定失効日が設定されるよう、同(2)~(5)の①~ ③の期間を規定いただきたい。	太陽光発電以外の電源については、当初から運転開始期限が設定されている2018年度以降の認定案件及び今般新たに運転開始期限が設定される2017年度までの認定案件のいずれも、 改正法施行日以降に到来する運転開始期限を基準として、失効期限が設定されることとなります。
99	経過措置についても、例外措置に関しては、工事計画届出か環境アセスの大臣勧告等の通知を選択できるのか。	ご理解のとおりです。
100	過去の未稼働事業用太陽光案件向けの措置の適用除外を受けた太陽光案件については運転開始期限による調達期間の短縮は適用がないものと理解しているが、 今回の認定失効制度が、どのように適用されるが確認されたい。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進步があったかということで運転開始に至る蓋然性を判断することが適切さあり、その進歩の確認方法として、系統連系工事者工申込みの受領、電気事業法に基 文工事計画届出の受領、環境影響評価法に基づ、準備書に対する勧告等の通知、をメルクマールとしています。2018年12月の未稼働措置において適用除外を受けた未稼働事業用太陽光 案件については、工事計画届出が既に不偏無く受領されていることが確認されているため、経過措置が適用され、例外措置の対象となり、改正法施行日から 2 0 年を経過する日が失効期限となります。
101	系統工事の事情により遅れる場合には、当該遅延期間を失効期間に加えるという点は、経過措置にも妥当するという理解か。	ご理解のとおりです。
2 – 1	 . 太陽光発電以外の電源種に対する運開期限の設定について(全般)	L .
102	今回の改正において、「本制度措置が決定した日から一定期間(風力・地熱・バイオマスにおいては4年間)後を運転開始期限日として定める」という理解で良いか。 また、同内容は告示「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件)を改正して定められる予定か。 それとも、同内容の実施は見送りになり、現制度下で運転開始期限日の定めがない「2016年度以前にFIT設備認定を取得したバイオマス発電」等には運転開始期限日は設定されず、今回のFIT失効制度の対象外になると理解すればよいか。	風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備については、2018年度認定案件から、電源ごとに一律の運転開始期限が設定されていますが、2012年度から2017年度までに認定を受けた案件 には運転開始期限がついていません。他方、太陽光発電設備については、ごれまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則、全ての案件に運転開始期限が設定済となっています。運 転開始期限が設定されていない案件は、2018年度認定案件が運転開始に至ることを期待して、運転開始期限を設けなかったものであり、2018年度認定案件が運転開始期限 を迎えてもなお、運転開始期限のないまま未稼働が継続することは、事業者間の公平性を損なうものと考えられます。このため、①価格の適時性、②事業者間の公平性の確保から、2012年度 から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見の記性を確保する認定者を持ち考慮し、本制度措置が決定し、まり本省令・信示改正案の公かの日を起資点として運転削期限を 律に設定することとしております。本内容については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」を改正する予定です。 なお、ご指摘の「2016年以前にFIT設備認定を取得したバイオマス発電」については、上述のとおり、今回の運転開始期限の設定対象となります。
103	環境影響評価に県独自の条例アセスメントが含まれるのか明記して欲しい。	ご意見を踏まえ、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合 があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと 致します。
104	2017年度までに認定を受けた風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備は運開期限が付与されていないことから、今回の措置が決定した日をみなし認定日として取り扱いすることによって、運開期限を一律に設定することの意義があり、明確化ができるので、みなし認定日の設定をしてもらいたい。	①価格の適時性、②事業者間の公平性の確保から、2012年度から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、みなし認定日ではなく、本制度措置が決定した日、つまり本省令・告示改正案の公布の日を起算点として運転開始期限を一律に設定することとしております。
105	一般的には公布の日以降に施行日となるが、今回は公布日が明確になっていないので、公布日と施行日が同じ日とすることで、運転開始期限日を令和8年3月31日と統一してもらいたい。	風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備については、2018年度認定案件から、電源ごとに一律の運転開始期限が設定されていますが、2012年度から2017年度までに認定を受けた案件 には運転開始期限がついていません。他方、太陽光発電設備については、これまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則、全ての案件に運転開始期限が設定済となっています。運 転開始期限が設定されていない案件は、2018年度認定案件が運転開始出できることを期待して、運転開始期限を設けなかったものであり、2018年度認定案件が運転開始期限 を迎えてもなお、運転開始期限のないまま未稼働が継続することは、事業者間の公平性を損なうものと考えられます。このため、①価格の適時性、②事業者間の公平性の確保から、2012年度 から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、本制度措置が決定した日、つまり本省令・告示改正案の公布の日を起算点として運転開始期限を 律に設定することとしております。
106	一律の運転開始期限日を設定するのではなく、環境アセスメント手続きを要する設備、ならびに地域との折衝が必要となる設備については、その期間を考慮した猶予の 設定をお願いしたい。また、事業者の発注時期、建設工事の過度な集中も予想され、さらには工事業者や設備の設計・製作会社への工期や時期に対する無理な要 求も発生する可能性があり、建設全般において安全面や労働環境の悪化が危惧される。さらに、工事の集中により国内メーカーの対応許容量が超えることで、海外メー カーの参入も助長しかねないため、全国、全案件一律ではなく、個別事情も汲んだ上での期限日設定について、制度に盛労込んで頂きたい。	過去既に適正手続きを経て決定された運転開始期限の制度において、制度環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施する案件については、認定から運転開始に至るまでの期間について 当該環境影響評価にかかる期間を考慮する必要があるという考えのたと、それぞれの電源種について環境影響評価も踏まえた運転開始期限を設定したものとなっています。今回の措置は、運転 開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、銀別判断ではなく、公平な一律の練引きをした上で今般の措置を適用するものです。2017年度以前の認定については、既に3年以上が経過し、一度、事業が進捗しているものと考えており、余裕をもった工事の実施をお願いいたします。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、ご意見を踏まえ、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続定了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起資点として運転開始期限を設定する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起資点として運転開始期限を設定するごとと致します。
107	非効率な石炭火力のフェードアウトが進められる中、バイオマス発電はこれを代替できる有力な電源オプションの一つである。今回、運転開始期限日が設定されることで、 何らかの事情で運開が遅れ、調達期間が縮減されることで事業採算の悪化を招くして事業化実現を断念せざるを得ない事業者が発生し、バイオマス発電導入量が 減少することが考えられる。このことは、非効率な石炭火力のフェードアウト、さらには再生可能エネルギーの主力電源化といった脱炭素化政策と矛盾するのではないだろ うか。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めているのが、政府としての基本方針です。今回の措置はこの方針に則ったものであり、特定の電源のみに規律を設けるものではなく、既に運転開始期限が設けられている太陽光発電を除く電源に対して、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、一律に運転開始期限を設けるものです。
108	個別案件の詳細を確認し、運転開始期限の設定を再度検討いただきたい。	連転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への連転開始期限の適用にあたり、ご意見を踏まえ、条例に基づ、環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
109	県独自の条例アセスは、法アセスよりも条件が厳しいものが殆どであり、実際のアセス作業実施期間も法アセス同等に必要となるため、環境影響評価は法アセスだけでなく、各県独自に法アセスよりも条件を厳しく設定している条例アセスも法アセス同様に取り扱うべき。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データを踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。他方、ご意見を踏まえ、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の利用したが、条例に基づ環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。

2-2. 太陽光発電以外の電源種に対する連開期限の設定 (パイオマス発電について)	
110 バイオマス発電も条例アセス等に該当する案件もあるため、風力と地熱に限定することは不公平であり、環境影響評価対象となっているバイオマス発電も風力・地熱同様に運転開始開限8年の対象とすべき。	運転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きセルナーで今般の措置を適用するものです。今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提として制度としております。他方、ご意見を踏まえ、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の利用にあたり、条例に基づて環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を撃する場合がなどを考慮し、公本の日から9ヶ月後を起草点として運転開始期限を設定することと致します。なお、現行制度において、バイオマスについては、2018年3月時点で、環境影響評価法の対象となる大規模な発電設備は想定されていないという考え方により、既存の運転開始期限制度を決定し、適正手続を経て2018年4月以降の認定業件に適用されています。
アセス対象の発電所について、「告示案の公布時点でアセスを開始していること」という条件が急に設定されても、アセス検討の前に燃料調達等の契約を進めて、アセスを 今から行おうとしている案件は、方法書の提出まで時間が掛かるため、条件クリアが困難である。代案として、経産省が案件整理のため、聴聞等を行っておりその中で案 111 件が進んでいる (取組まれている) と判断した案件については、運転開始期限を8年と設定すべきであり、「本省令案及び告示案の公布の際現に〜中略〜環境影響 評価を行っていた場合」とあるが、環境アセスの事前検討には時間がかかるため、「告示案の公布」時点で方法書の受理まで進んでいないが、発電所実現に向けて実際 に検討を進めている案件 (聴聞等で過去に確認出来ている案件) については、運転開始期限を8年とすべき。	連転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえて、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今回の措置は、連転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではおく、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。なお、現行の連転開始期限の制度において、バイオマス発電については、環境影響評価を考慮した正確、開始時限の設定とはなっておらず、今般の失効制度においても現代制度を前提とした制度設計とするごとからバイオマス発電について環境影響評価法に基づく環境影響評価を考慮しないため、「「告示業の公布時点でアセスを開始していることという条件が急に設定"という"指摘にはあたらないと考えています。なお、今般の改正では、直近の稼働・未稼働の実績データも踏まえ、運転開始期限の見直しは行いませんので、失効制度も現行の運転開始期限の制度を前提とした制度としております。
平成30年3月31日以前に認定を受けたバイオマス発電設備の中でも、自治体の指導のもとで調査を実施し、既に開発費用を投じて、真摯に事業化を検討している 案件に対しては、追加の配慮(運転開始期限日起点の後倒し等)をお願いしたい。	連転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しています。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、ご意見を踏まえ、条例に基づ、環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
バイオマスは、国際的な持続可能な燃料サプライヤー、港湾荷役業者、船会社及びそれらの関係会社等を含む、他の再エネに比してより広範な利害関係者が関与するとした加え、条例で要求されている場合には環境アセスメントに服する場合もあることから、他の再生可能エネルギーに比べて長期の開発期間を有する傾向にある。 従って、本変更案によってバイオマスプロジェクトは他の再エネに比べ非常に不利な状況に置かれる可能性があり、2017年以前にFIT認定を受けた案件に対して運転開始期限を設けることに反対する。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。今回の措置は特定の電源のみに規律を設けるものではなく、既に運転開始期限が設けられている太陽光等電を除く電源に対して、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、一律に運転開始期限を設けるものになります。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、条例に基づく環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光末稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
今回の変更が既認定案件に影響を及ぼすと、既往の投資への影響は計り知れず、このような遡及的適用が広く認識されれば、投資家の僵頼が損なわれ、バイオマスの 米国から日本への供給のための投資は減少することになる。国際的な投資家の信頼及び継続的なサポートがなければ、日本のバイオマス供給の安定は脅かされることになる。未稼働案件には、環境アセスメントの遅延等、開発事業者の要因によらない事由によって稼働していない案件があることも考慮されるべきである。実際、本変更案 114 においても風力発電や地熱発電等の他の再工科に関し、環境アセスメント対象案件について例外的な運転開始期限が提示されている。従って、他の必要なマイルストーン(系統連系の確保等)は満足しているものの、条例に基づ、環境アセスメントの遅延で、施設についての地域住民の理解が重要となるバイオマス発電プロジェクトの特性によるコミュニティ・ベースの遅延(漁業協同組合、近隣住民からの当局への苦情等)がある場合等、開発事業者の責めによらずして開発が遅延しているFIT認定済パイオマス発電プロジェクトに関し、運転開始期限を2026年12月31日まで延長することを要求する。	今般の措置は、FIT制度の下で認定を受けて長期間未稼働が継続する案件への対応の一環として、運転開始期限が設定された新規の案件が期限を迎えてもなお、運転開始期限のないまま 未稼働が続く過去の案件に対して、法目的や制度趣旨の範囲内で現行の運転開始期限の考え方を適用するものであり、遡及との指摘は当たらないと考えております。また、運転開始期限につ いては、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案しておりません。今 回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太陽光以外の未稼 働案件への運転開始期限の適用にあたり、条例に基づ、環境影響評価の対象事業については、手統完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への記慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
115 バイオマス発電について、条例環境影響評価の対象案件は、アセスプロセス期間の猶予等の配慮をお願いしたい。	連転開始期限については、各電源の開発の特性に応じた必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を踏まえ、個別の事情によらず一律に設定しており、条例による環境影響評価を特別に勘案 しておりません。今回の措置は、運転開始期限を設定した当時の考えを踏襲し、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用するものです。他方、2017年度までの太 陽光以外の未稼働案件への運転開始期限の適用にあたり、条例に基づ、環境影響評価の対象事業については、手続完了までに一定の期間を要する場合があることを考慮し、2018年12月の 太陽光未稼働案件に対する措置における条例アセスメント対象案件への配慮に鑑み、公布の日から9ヶ月後を起算点として運転開始期限を設定することと致します。
今回の運転開始期限が設定されると、新型コロナウイルスの感染拡大等、不測の事態が発生し、運転開始期限までに運転を開始できなかった場合に、事業の採算に 116 大きな影響を及ぼし、融資実行済みの元利金の回収が困難になる可能性が懸念される他、現在検討中の融資案件について実行が困難になる可能性が高くなり、事業の継続または新規取組への影響が懸念されるため、運転開始期限の相応の延長等の配慮をお願いしたい。	運転開始期限については、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、系統側の都合や災害などの個別の事情によらず一律に設定しているものです。現行制度との整合性確保の観点から、ご指摘の点については現時点で検討しておりません。
平成30年3月31日以前に認定(旧認定を含む)を受けた認定済バイオマス案件には電源接続案件募集プロセスに時間を要したために、運転開始が遅れる見込みの案件が存在する。風力・地熱は法アセス理由の延長要件があるため、たとえ電源接続案件募集プロセスに参加していた場合も、法アセス理由の延長期間内でプロセスが終了し、実質的な問題はないとが想定される一方、バイオマスには法アセスのような延長要件がないことから、電源接続案件募集プロセスがあれば、当該期間の影響 定工程上、そのまま受けることとなる。このため、電源種間の公平性も鑑みて、バイオマス発電設備に関しては、電源接続案件募集プロセスによる運転開始期限の延長を規定して欲しい。	2017年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件は、プロセスが終了した日の翌日から起算して6ヶ月間のうちに、接続契約を行い、その同意が得られた日に法第9条第3項の認定を受けたものとかなされ、そのみなし認定日から運転開始期限の起算点となります。運転開始期限の設定にあたって、電源接続案件募集プロセスを理由とした期間設定は行っておらず、電源種間で不公平が生じているとは考えていません。
「適用除外期限」(バイオマスの場合、本省令案及び告示案の公布の日から2 年後)のような考え方を導入し、左記「適用除外期限」までに、管轄産業保安監督 118 部から工事計画届出書提出の受理印を得て、目っ、一般送配電事業者から着工届出書提出の受理印を得た案件については、連転開始期限の適用を除外してほし い。	今回の措置については、①価格の適時性、②事業者間の公平性を確保する観点に加え、事業者の予見可能性確保も考慮した上で、一律に運転開始期限を設けるものになります。電源種間の公平性を鑑み、特定の電源のみ適用除外を設けることは致しません。
3. 太陽光発電に係る2016年度認定への対応について	
119 系統連系工事着工申込みの受領は早くとも2021年8月頃にしてもらいたい。	未稼働案件に対しては、2019年1月に取りまとめた「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネット ワーク小委員会中間整理(第2次)」において、「(期限までに運転開始準備段階に入ったものは調達価格を維持し、間に合わなかったものは運転開始準備段階に入った時点の2年前の調達 価格を適用する。新たに運転開始期限を設定。)2015・2016年度認定案件についても、毎年4月1日を施行日として対象年度を拡大することを基本」としており、事業者への予見可能性は 十分確保した制度となっていると考えています。そのため、系統連系工事着工申込みの受領期限は原案のとおりといたします。
120 今回の案について、裁判などで相当期間延期が決まった場合についても以前の価格で保証するのか。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提であり、ご指摘のような事情を個別に勘案して 今回の措置の適用判断を行うことは、公平かつ透明性ある線引きの観点から適切ではないと考えます。